

令和4年度 学校運営の重点課題【特別支援学校版】

学校運営の重点課題は、本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づく「人づくり」を推進していくため、各県立学校において留意すべき単年度の学校運営上の重点的な取組課題を示すものです。

「かながわ教育ビジョン」に掲げた教育目標（めざすべき人間力像）「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」を育成するため、引き続きWithコロナ・ポストコロナも見据えコロナ禍においても生徒の学びを保障するため、令和4年度は、次の3点を学校運営における基本的な考え方とし、重点的な取組を1～5のように整理しました。また、令和4年3月に今後概ね10年間を見すえ策定した「かながわ特別支援教育推進指針」における方向性を踏まえた取組の推進が必要です。

組織的な学校運営に取り組むため、全教職員に周知いただくようお願いします。

<基本的な考え方>

- 学校は、子どもたちの安全、安心の確保のため、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、Withコロナ・ポストコロナも見据えて、学びを充実し、求められる資質・能力の向上に取り組む
- 「かながわ教育ビジョン」に基づく、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を踏まえた第5章「重点的な取組み」の推進
- 社会状況の変化に伴い多様化する教育課題の解決を図り、県民から信頼される学校づくりをめざす

1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実

（学校目標の視点：「教育課程、学習指導」に関する内容）

コロナ禍において特に留意すべき視点

すべての児童・生徒等の学習を保障し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための学習活動や指導方法の工夫に努める。

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

○一人ひとりのニーズにあわせた教育

新しい学習指導要領や教育要領について理解を深め、カリキュラム・マネジメントの視点による適切な教育課程の編成とともに、「個別教育計画」を踏まえた授業実践に計画的に取り組んでください。

○政治参加教育などのシチズンシップ教育の充実について

成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、「特別支援学校高等部における模擬投票等実践事例集」や「シチズンシップ教育【指導用参考資料】」などを活用し、政治参加教育や消費者教育などのシチズンシップ教育の充実を図ってください。

○幼・小・中・高等部を通したキャリア教育の推進

一人ひとりの障がいの状態や発達の段階を的確に踏まえ、キャリア発達を促すための取組を進めてください。特に、学びの連続性を踏まえた教育課程の編成の工夫・改善を行うなどにより、キャリア教育の推進に取り組んでください。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

○「いのち」の尊重に関する教育の推進

道徳科を要とした学校の教育活動全体を通じて、「いのち」のかけがえのなさや自分も他者も大切にする心を育むため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を活用するなど、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を含め「いのちの授業」の更なる充実を図ってください。また、家庭や地域においても推進されるよう、保護者や地域の方への周知に取り組んでください。

○人権教育の推進

性的マイノリティや障がい者、外国につながる子どもたち等に対する偏見がいじめ等の様々な人権課題につながることで、また、コロナ禍において、新たな偏見、差別等が生じていることなどを教職員が的確に認識し、教育活動全体で人権擁護の視点に立った学校づくりに取り組んでください。

○健康・体力づくりの推進

生涯にわたる健康と未病を改善する基礎づくりとして、体力向上や運動に親しむことができるよう系統的な指導を行うとともに、望ましい食習慣を培うため、全体計画等を作成し、「食育」の推進に取り組んでください。

「かながわパラスポーツ推進宣言」を踏まえ、県教育委員会が作成した「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」の活用や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で得たものをレガシーとして継承する、かながわらしいオリンピック・パラリンピック教育を通して、子どもたちがスポーツの意義や価値等を理解し、関心を持つことで主体的にスポーツに参画したり、スポーツをする喜びを実感したりすることができるよう取り組んでください。

○医療的ケアの安全な実施

医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が、安全にかつ安心して学校生活を送れるよう、自立活動教諭（看護師、専門職）などの校内教職員及び担当医などとの協働や連携の下、支援に取り組んでください。

○組織的・計画的な学校安全の推進

近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風など自然災害や、学校教育活動中や登下校中における事故・事件、その他、子どもの安全を脅かす様々な事案が次々と顕在化している。これらの事象に備えるとともに、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を育成するため、学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行い、計画的・組織的な学校安全の推進に取り組んでください。

(3) グローバル化などに対応した教育の推進

○情報教育の推進

情報機器の活用について、各校で研究・研修を行い、コミュニケーション支援や学習支援の推進などに取り組んでください。また、スマートフォンなどの使用に関する情報モラル教育の推進に取り組んでください。

2 一人ひとりのニーズに応え、共に成長することをめざした、生徒指導・支援の充実 (学校目標の視点：「生徒指導・支援」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

いじめ、偏見、差別等の防止に向けた指導及び、不安やストレス等に寄り添い校内外の人的資源や教育相談体制等の仕組みを活用したチームによる支援を推進する。

(1) 組織的な指導・支援体制の充実

○きめ細やかな幼児・児童・生徒指導・支援の充実

一人ひとりの障がいの状態や発達段階を十分に踏まえた幼児・児童・生徒への指導や教育相談等を通して、自己理解や達成感を育んでください。また、コロナ禍における偏見、差別等の未然防止や、いじめ等の対応にチームで取り組んでください。

○アセスメントの充実

校内の関係者が専門性を発揮し、チームで多面的に幼児・児童・生徒の実態把握するための手立てについて、各校の状況を踏まえて工夫・改善してください。

(2) インクルーシブ教育の推進

○居住地交流と地域の学校との交流及び共同学習の工夫・改善

共生社会の実現に向け、居住地交流ガイドラインに基づき、居住地交流の充実を図るとともに、学校間の交流及び共同学習や地域との交流に、計画的・組織的・継続的に取り組んでください。学校間の情報共有を丁寧に行ってください。

3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・支援の充実

(学校目標の視点：「進路指導・支援」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

児童・生徒等一人ひとりが、自身のキャリアを見通し、希望を持って進路選択ができるよう、インターンシップや就業体験等の実施方法を工夫するなど、支援の充実を図る。

(1) 進路指導・支援の充実

○移行支援の充実

自立と社会参加をする上で必要な力の育成や、本人のニーズや適性に応じた、自己選択・自己決定のための継続した指導・支援に取り組んでください。また、各関係機関等と協力し、定着支援の充実に取り組んでください。

4 地域等との協働による、学校の教育力の向上

(学校目標の視点：「地域等との協働」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

地域との更なる工夫ある連携・協働の方法等を検討し、これらの推進を図る。

(1) 地域等との協働の推進

○コミュニティ・スクールの取組の推進

地域住民や保護者、福祉機関、企業などとの協働により、ボランティアの育成、イベントの開催、防災活動、地域資源を活用した授業、施設開放などの取組を推進してください。

○地域と連携した教育活動及び地域での学びの場づくりの推進

学校と地域との連携・協働を推進するため、外部講師として地域の人材を招いたり、社会教育施設などと連携したりして教育活動の充実を図るとともに、学校の施設開放や公開講座にも取り組むなど、開かれた学校づくりの推進を図ってください。

(2) インクルーシブ教育の推進

○センター的機能の充実

インクルーシブ教育の進展を踏まえた全県での特別支援教育の充実に向け、市町村や各機関との連携により、センター的機能の取組を進めてください。

5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備の充実

(学校目標：「学校管理、学校運営」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

児童・生徒等や保護者、地域等に向け、適時・的確で丁寧な情報提供を行うとともに、児童・生徒等及び教職員の安全で安心な教育環境の充実を図る。

(1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

○学校評価システム等を活用した学校運営の充実

「学校教育計画」（令和2～5年度）に基づく1年間の目標設定や取組内容の明確化を図り、学校運営の組織的な改善に取り組んでください。

○不祥事防止の徹底

わいせつ事案を始めとする不祥事の根絶に向けて、所属研修等の機会を通じて、継続的に教職員の倫理観や規範意識の醸成に努めるとともに、不祥事を防止する組織体制を整え、幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう不祥事が起こらない校内環境を整備してください。

(2) 安心で快適な教育環境の整備

○教員の働き方改革の推進

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、効果的な教育活動を行うために、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（令和2年4月改訂）に沿って取り組んでください。

○地域と一体となった安全・安心の推進

災害時に近隣住民などが避難してきた場合を想定し、災害の性質に応じた具体的な対応や感染症防止のための対応等について積極的に市町と協議を行い、合同訓練を実施するなど、引き続き市町・地域との連携を進めてください。また、高等部知的障害教育部門の生徒の通学については、「自立と社会参加をめざした、自力通学を基本」としつつ、地域の資源を活用するなど、生徒の障がいの状態等に応じた通学支援を充実させるとともに、個別教育計画を作成し、授業の内容との関連を図ってください。

○組織的・計画的な学校安全の推進【再掲】

近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風など自然災害や、学校教育活動中や登下校中における事故・事件、その他、子どもの安全を脅かす様々な事案が次々と顕在化している。これらの事象に備えるとともに、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を育成するため、学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行い、計画的・組織的な学校安全の推進に取り組んでください。